

保護者の皆様

福山市教育委員会

「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長に伴う新型コロナウイルス感染拡大防止のための集中対策期間における市立学校の対応について

このたび、政府は、1月9日から2月20日までを実施期間として広島県に発出していた、まん延防止等重点措置を3月6日まで再延長することを決定しました。

については、引き続き、登校前の健康観察、児童生徒または同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合の自宅休養等の児童生徒の感染症対策の徹底に加え、次のことについて御理解・御協力をお願いします。

- 部活動は、感染リスクを低減させた上で、活動を平日のみとし、1日の活動時間は1時間程度とします。

〈運動部〉

- ・ 屋外での活動のみとし、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動などは行いません。

(例) 球技、武道の試合形式の練習等

〈文化部〉

- ・ 感染対策を徹底し、感染のリスクが高い活動は行いません。

(例) ・ 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 理科における「児童生徒同時が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

【参考資料】

文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2021.11.22 Ver.7)

※ 検索サイトで [学校の新しい生活様式](#) で検索

